

IX 会則関係

1 県立名護商工高等学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、名護商工高等学校生徒会と称し本校全生徒を会員として組織し、職員を顧問とする。

第2条 本会に生徒会役員会を置き、その長を生徒会長とする。（以下、生徒会長を会長と称する。）

第3条 顧問は、本会の運営に関する指導助言を行う。

第4条 本会は、会員の自主的活動を通じて会員相互の親睦を図り、あわせて明朗かつ健全な学園の建設に貢献し、将来、社会に有為な心身ともに健康な人材を培うことを目的とする。

第5条 本会の活動は、学校より委任された権限内における活動の全分野にわたって行われ、すべての会員は本会の運営に関し平等の権利と義務とを有する。

第6条 本会の会員は、役員選挙及び被選挙の権利を有する。

第7条 本会の会員は、所定の会費を納入する義務を有する。

第8条 本会の決議事項は、校長の承認を得て成立する。

第9条 本会の活動の最終の権限と責任は、すべて校長が有する。

第10条 本会への入会は、入学及び転入によって成り、脱会は、転出、退学及び卒業によって成る。

第2章 機関

第11条 本会に次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. ホームルーム
4. 生徒役員会
5. 各種委員会
6. 選挙管理委員会
7. 会計監査委員会
8. 部長会
9. 部同好会

第1節 生徒総会

第12条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第13条 生徒総会は、会長の任期中に1回開くことを原則とする。ただし、次の場合は臨時に生徒総会を開かねばならない。

1. 生徒会役員会が必要と認めた場合
2. 会員の3分の1以上の要求（連署）があった場合

第14条 生徒総会の成立は、全会員の3分の2以上の参加をもって成る。

第15条 生徒総会の決議は、出席会員の過半数の賛意を要し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、会則の改廃及び予算、決算等の重要事項は出席会員の3分の2以上の賛成によるものとする。

第16条 生徒総会の決議事項は、次のとおりとする。

1. 予算、決算の承認
2. 生徒会会則の改正等の承認
3. 生徒会の活動方針及び活動計画
4. その他の重要事項

第17条 生徒総会は、会長がこれを召集する。

第18条 生徒総会の召集は、緊急を要する場合を除いて、開催の日から3日前（休日を除く）までに告示しなければならない。

第2節 中央委員会

第19条 中央委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

第20条 本議会は各クラスのHR長と生徒会役員会とをもって構成する。

第21条 本議会に議長1名を置き、副議長及び書記は議長が任命する。

第 22 条 中央委員会の任期は、各学期単位とする。

第 23 条 議会の成立は、全議員の過半数の出席を必要とし、議決に関しては出席者の過半数の賛意を要する。

第 3 節 ホームルーム

第 24 条 各ホームルームの役員は、各ホームルーム内の互選とし、校長がこれを任命する。

第 25 条 各ホームルームは、生徒会と協力して活動しなければならない。

第 26 条 各ホームルームの活動は、各ホームルームで企画運営する。

第 27 条 ホームルームは、各ホームルーム全生徒をもって構成し、次のような役員をおく。

1. ホームルーム長
2. 副ホームルーム長
3. 書記
4. 会計
5. その他必要な役員

第 4 節 役員会 生徒会

第 28 条 生徒会役員会は、本会主催の諸行事の企画運営に当り、生徒会予算案の作成及び決算報告を行う。

第 29 条 生徒会役員会の構成メンバーは、次のとおりとする。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 書記（2名）
4. 会計（2名）
5. 広報（2名）
6. その他必要な役員

第 30 条 会長は全会員の直接選挙によって選出し、校長が任命する。その他の役員は会長がこれを任命する。

第 31 条 役員任期はすべて 10 月から翌年の 9 月までの 1 年間とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

1. 不信任を中央委員会が全会一致で決議した場合。
2. 再選された場合。 - - 79
3. 本人の辞意を中央委員会が全会一致で受理した場合。
4. 全員の 3 分の 1 以上の連署によってリコールが成立した場合。
5. その他、役員が脱会した場合。

第 32 条 次の場合、役員は直ちに辞任しなければならない。

1. 会員の 3 分の 1 以上の連署による不信任案提出があった場合。
2. 中央委員会の不信任決議があった場合。ただし、この場合の決議は全会一致によるものとする。
3. 生徒総会の不信任決議があった場合。ただし、この場合の決議は会員の過半数によるものとする。

第 33 条 本会は、次の役員兼任を認めない。

1. 生徒会正副会長と HR 役員
2. 選挙管理委員と他の生徒会役員
3. 会計監査委員と他の生徒会役員

第 34 条 会長に欠員が生じた場合、その残存期間が 3 分の 1 以上ある場合は、直ちに、補欠選挙を行わなければならない。

第 35 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長
 - (イ) 本会の代表者である。
 - (ロ) 生徒総会の議長を推薦する。
 - (ハ) 生徒総会を召集しなければならない。
 - (ニ) 中央委員会を召集することができる。
 - (ホ) その他
2. 副会長
 - (イ) 会長の補佐役である。
 - (ロ) 会長事故の際は、会長に代わって仕事を代行しなければならない。
 - (ハ) その他
3. 書記
 - (イ) 会の庶務を担当し、生徒会に関する記録をつとめる。

- (ロ) 会の記録及び資料の整理保管にあたる。
- (ハ) その他
- 4. 会計
 - (イ) 本会の会計事務及び資料の整理保管にあたる。
 - (ロ) 決算報告書を作成する。
 - (ハ) 部・同好会活動と連携を円滑に進める。
- 5. 広報
 - (イ) 生徒会便りの発行、学校行事等における生徒会の諸活動を会員に知らせる。
 - (ロ) その他

第5節 各種委員会

第36条 各種専門委員会には、下記の機関を設ける。

1. 図書委員会
本委員会は図書館利用の活発化を図ることを目的とする。
2. 生活委員会
本委員会は規律、風紀等に関する活動の企画運営を目的とする。
3. 美化委員会
本委員会は校内美化の促進と維持を目的とする。
4. 保健委員会
本委員会は学校保健行事計画に基づいて行い、保健の向上に努めることを目的とする。
5. 体育委員会
本委員会は体育行事等の企画運営を目的とする。
6. 交通安全委員会
本委員会は交通道德の育成を目的とする。
7. 進路委員会
本委員会は希望進路の具現化に向けた活動の促進を目的とする。
8. その他必要に応じた委員会

第6節 選挙管理委員

第37条 本委員会は、生徒総会を除く他のいかなる機関からも独立し、会長の公平かつ適正なる選挙についての事務を行うことを目的とする。

第38条 選挙管理委員会の任務

1. 選挙期日を決定し、その期日10日前までに全生徒に公示する。
2. 選挙に必要な備品、消耗品を準備する。
3. 投票に関する事務一切を担当する。
4. 当選人を決定する。

第39条 選挙管理委員は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成する。

第40条 選挙管理委員の任期は、4月から翌年の3月までの1年とする。

第41条 選挙管理委員の委員長は、委員内の互選とする。ただし、他の役員は、委員長の任命とする。

第42条 選挙管理委員に次の役員をおく。

1. 委員長……………1名
2. 副委員長……………1名
3. 書記……………1名
4. その他必要な役員

第43条 選挙管理委員は、生徒会役員、ホームルーム役員を兼任してはならない。

第44条 候補者

1. 立候補者は締切日までに選挙管理委員会に届け出る。
2. 委員会は届出締切の翌日候補者名を全生徒に通知する。
3. 候補者1名の場合は信任投票を行う。
4. 候補者のポスターの掲示は5枚以内とする。

第45条 投票

1. 投票用紙の様式は、選挙管理委員で決定する。
2. 選挙人は、投票用紙を受け取り候補者中より選んで投票する。

第46条 無効票

1. 候補者でないものを記載したもの。
2. 所定以外の用紙に記載したもの。
3. 氏名判別難しいもの、その他不正と思われるもの。

第47条 当選人

1. 有効投票の最多数を得たものを以て当選人とする。ただし、得票数が同じである時は、当候補者立会の上、抽選で当選人を決める。
2. 信任投票においては、有効投票の過半数の信任をもって当選とする。
3. 当選人が決定した場合は、選挙管理委員長は全生徒に通知する。
4. 当選人は学校長が任命する。

第7節 会計監査委員会

第48条 本委員会は、公正な会費の用途並びに諸帳簿の適正なる処理を図ることを目的とする。

第49条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の任務を遂行する。

1. 会計監査
2. その他委員会が必要と認める事項

第50条 本委員会は、総務役員会より任命された3人の委員で構成する。

第51条 委員の任期は4月から翌年3月までの1年とする。

第52条 本委員会は、生徒会会計に対し、関係書類を提出させる権限を有す。

第8節 部同好会

第53条 部活動の目的は、会員がその活動を通じて健全な趣味や豊かな教養を培うと共に自主性を育て、他の会員と協力していく態度を養い、余暇を善用して心身の健康を助長していくことにある。

第54条 本会には文化系部、体育系部、生産系部の諸部があり、本会員は各人の希望する部に加入することができる。

第55条 各部の役員は、各部で選出する。ただし、各部は部長を生徒会へ報告する。

第56条 部の設立は、学校長の承認を得て、次の事務手続きを経て成立するものとする。

1. 発起人
2. 顧問
3. 部員

部員が10名未満の場合は同好会とする。ただし、学校長の承認のある場合はその限りではない。

第57条 部の構成廃止は、部長が部長会に提出し承認を得る。部長は部長会の要求があれば部長会に出席し質問に答えなければならない。

第58条 部予算の使用については、部長が全責任をもって行う。

第59条 経費の支出は、所定の請求書に必要な事項を記入し、関係者の捺印を得たものに対し会計が会費の納入状況、予算その他の面から検討して支出の承認を与える。

第60条 部長は、中央委員会及び生徒会役員会の要請があった場合は、質疑に応答しなければならない。

第61条 各部の活動状況は、生徒会役員会によって評価され、予算支給の面で配慮されることがある。

第62条 部長会においては各部門の交流を図り部活動の活発化を図る。

第3章 会計

第63条 本会の予算収入は、生徒会費、PTA補助金、その他の収益をもってあてる。

第64条 会計は年度末には決算報告をなし、総会の承認を得なければならない。

第65条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第66条 会員は、一定額の会費を所定期日までに納入する義務を有する。

第67条 本会の現金の保管は、顧問に委任する。

第68条 経費の支出は、本会所定の請求書に必要な事項を記入し、印を得たものに対し、支出する。

第4章 帳簿

第69条 本会に次の帳簿をおく。

1. 生徒会会則及び諸規約…（永久）
2. 役員名簿（3年）
3. 生徒会主催行事企画運営の記録（3年）
4. 議事録（3年）
5. 会計出納簿（3年）

6. 領収証綴（3年）
7. 請求書ひかえ（1年）
8. 備品台帳
9. その他

附 則

本会則の改廃は、生徒議会の3分の2以上の賛意を以て発議し、総会に提出してその承認を得なければならない。この承認には出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 県立名護商工高等学校職員互助会会則

(名 称)

第1条 本会は、沖縄県立名護商工高等学校職員互助会（略称互助会）と称す。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と互助を図る事を目的とする。

(会の組織)

第3条 本会は、沖縄県立名護商工高等学校の全職員をもって組織され、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名……職員の中から会長をおき、任期は1年とする。
- (2) 幹事長 1名……幹事の中から幹事長を選出する。
- (3) 幹 事 若干名……各教科の輪番制にし、任期は1学期間とする。但し、順番は次のとおりとする。
①生産システム科 ②電建システム科 ③総合情報科・事務
④商業A ⑤商業B ⑥普通科A：国、社、数、理 ⑦普通科B：英、体、芸、家
- (4) 幹事長は、任期終了と同時に会計報告を行う。
- (5) 会費徴収については学校会計がこれを兼務する。

(運営資金)

第4条 本会の運営は、次の資金をもってまかなう。

- (1) 会員より納入される会費。会費は月額案1,500円とする。
- (2) 補助金、寄付金、その他を繰り入れる。
- (3) 必要やむをえない時は、臨時に徴収するものとする。

(事 業)

第5条

(1) 親睦会

- ①歓迎会 ②月見会 ③忘年会 ④学期末反省会 ⑤送別会

但し、会員多数の要望がある場合は、協議の上、臨時に親睦会を持つことができる。

(2) 慶弔費及び見舞金

- ① 結婚の時………10,000円
- ② 出産の時………10,000円
- ③ その他慶事は、その都度会員で協議して決める
- ④ 本会員死亡のとき……10,000円
- ⑤ 配偶者及び親等の死亡………2,000円
- ⑥ 1か月以上の病欠欠勤………10,000円
- ⑦ 一週間以上、入院したとき………5,000円
- ⑧ 災 害………10,000円

但し、⑥と⑦は重複しないものとする。

(3) 競技大会等の参加料・弁当代の補助。但しその都度、会員にはかる。

(4) その他

(会計監査)

第6条 会計監査員は2名とし、3学期の幹事長で選出する。

- 2 会計監査員は、年度末に会計監査を行い、会員に報告する。

3 県立名護商工高等学校学校評議員運営規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立学校学校評議員設置要綱に則り、県立名護商工高等学校(以下「本校」という。)の学校評議員を効果的に活用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 本校の学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について忌憚のない意見を述べるものとする。

(委嘱等)

第3条 本校の学校評議員は5人以内とする。

2 本校の学校評議員は、次の各号より推薦し、沖縄県教育委員会の委嘱を受けるものとする。

- (1) 本校同窓会・PTA等関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域代表

(任期)

第4条 本校の学校評議員の任期は、委嘱の日から、その年度末までとする。ただし、本校は、特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の委嘱を県教育委員会に申請し解くことができる。

2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる、

(秘密の保持)

第5条 学校評議員はその役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 校長は必要に応じて、学校評議員の会議を招集し、これを主宰する。会議は原則として学期1回とする。

2 会議に参加する本校の関係者は、校長、教頭、事務長、及び教務・進路指導・生徒指導の担当職員、その他校長が必要と認める職員とする。

3 会議は原則として公開とし、その他の職員及び保護者並びに地域の人々が聴講できるものとする。

4 会議に参加する者は、学校評議員制度や会議の役割や目的を侵してはならない。

(報償等)

第7条 学校評議員に対する報償費等は、予算の範囲内において県の報償費等支給規程に準ずる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学校評議員に関する必要な事項は、沖縄県立学校学校評議員設置要綱によるものとする。

4 県立名護商工高等学校家庭教育支援会議設置規程

(名称)

第1条 この組織は、県立名護商工高等学校PTA家庭教育支援会議(以下「支援会議」という)と称し、事務局を県立名護商工高等学校内に置く。

(支援会議の目的)

第2条 支援会議は、本校PTAを中心として、家庭教育に困窮している保護者に対して積極的な支援を行うことを目的とする。

(支援会議の構成)

第3条 支援会議の委員は次のとおりとする

- (1) PTA会長
- (2) PTA副会長
- (3) PTA生徒指導部長
- (4) PTA生徒指導副部長
- (5) 各学年評議員代表
- (6) 校長
- (7) 教頭
- (8) 教務主任
- (9) 生徒指導主任
- (10) 事務長

- (11) 中途退学対策係
- (12) カウンセラー
- (13) P T A 渉外係

2 支援会議の下に支援チームを結成し、家庭教育を支援する。支援チームには必要に応じて以下に参加を要請する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 警察代表
- (3) 教育相談員
- (4) 国頭地区家庭教育支援会議関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年発令日より学年度末までとする。

(役員)

第5条 支援会議には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 P T A 会長がこの役を担う。
- (2) 副会長 1名 学校長がこの役を担う。
- (3) 総務 1名 P T A 渉外係がこの役を担う。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 2 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長を代理する。
- 4 総務は、会長の指示により、支援会議の庶務を行う。

(支援会議)

第7条 支援会議は、発足会議と臨時会議とし、会長がこれを招集する。

2 発足会議は、1学期に開催し、学校と地域の情報交換を行い、次の事項について協議する。

- (1) 支援対象、支援内容・方法
- (2) 支援内容により構成する支援チームの担当者

3 臨時会議は必要に応じて、随時開催することができる。その際、必要に応じた委員を招集する。また、会議に必要な学校職員及び関係者の会議への出席を求めることができる。

4 支援チームの支援結果の報告を受け、その結果を分析・評価して新たな支援の方法を検討する。

(支援チーム)

第8条 支援チームは、支援会議の決定により委員及び、支援会議が必要と認めた人材から、適宜、構成する。

2 支援チームは、P T A や学校の生活指導部及び教育相談部等と連携を取り、必要に応じて外部の専門機関の協力を得て、支援活動を行う。

(守秘義務)

第9条 委員及び支援チームの構成員はプライバシー保護に配慮し、支援会議等で得た個人情報について守秘義務を負う。

5 県立名護商工高等学校 P T A 会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、名護商工高等学校 P T A と称し、事務所を名護商工高等学校内におく。

(会 員)

第2条 本会は、名護商工高等学校生徒の保護者及び職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、本校教育の充実発展を期し、学校、家庭、社会が一体となって生徒の健全育成に務めるとともに会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事。
 - (2) 会員の親睦及び福利厚生に関する事。
 - (3) 本会の広報活動に関する事。
 - (4) 学校の教育諸条件整備への協力に関する事。
 - (5) 生徒指導及び生徒の学習活動への協力に関する事。
 - (6) その他本会の目的達成に必要な諸事業に関する事。
- (会 議)

第5条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 部 会
- (5) 会計監査委員会

2 会議の招集は、会長が行う。

(総 会)

第6条 総会は毎年5月に定期総会を開く。但し、会長が必要と認めたとき又は評議員会において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 総会を開くことができない緊急、やむを得ない場合には、評議員会をもって総会に代えることができる。但し、この場合、次期総会において報告しなければならない。

(総会事項)

第7条 総会においては、次の事項を報告し、承認をうる。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 役員及び評議員の承認
- (3) 予算の審議及び決算の承認
- (4) その他評議員会において決定した事項の報告

(評議員会)

第8条 評議員会は、必要に応じて臨時に開くことができる。

(評議員会事項)

第9条 評議員会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の制定と改廃
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画の審議
- (4) 予算及び決算の審議
- (5) その他必要とみとめられる事項の審議

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会則第9条1項(1)から(5)までの評議員会に付議する事項を円滑に推進すべくための議事案件等を練り整理する。会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。

2 運営委員会の構成は第14条1項(1)から(8)までとする。

(部 会)

第11条 部会は、各部職掌事項の企画並びにその運営にあたり、会長又は部会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。

2 部会の種類及び職掌は、次の通りとする。

(1)総務部会

①会員の親睦及び福利厚生に関すること。

②地域懇談会に関すること。

③学校の教育諸条件の整備に関すること。

(2)文化・体育部会

①会員の研修に関すること。

②文化活動・レクリエーション活動に関すること。

(3)生活指導部会

①生徒の生活指導に関すること。

(4)環境整備部

①環境整備に関すること。

(5)進路指導部会

①進路指導に関すること。

(6)広報部会

①本会の広報活動、講演会の実施に関すること。

(会計監査委員会)

第12条 会計監査委員会は、毎年年度末及び必要に応じ、会計を監査し、その結果を評議員会及び総会に報告する。

(会議の成立)

第13条 すべての会議は、構成人員の過半数をもって成立し、会議における決定は、出席者の過半数の同意が必要である。但し、会長が必要と認める場合にはこの限りではない。

(役 員)

第14条 本会に、次の役員をおく。

(1)会 長 1名

(2)副 会 長 3名 (保護者2名、教頭1名)

(3)顧 問 1名 (校長)

(4)監査 委員 3名 (保護者2名、職員1名)

(5)幹 事 3名 (職員)

- (6)各 部会長 1名
 - (7)各副部会長 2名（保護者1名、職員1名）
 - (8)相 談 役 1名（P T A役員経験者）
- （役員の仕事）

第 15 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集しその議長となる。
 - (2)副会長は、本会を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
 - (3)顧問は、本会の運営に対し、指導助言を与える。
 - (4)監査委員は、本会の会計を監査する。
 - (5)幹事は、会長の命を受け会務の運営にあたる。
 - (6)部会長は、それぞれの部の会務の運営にあたる。
 - (7)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (8)相談役は、会運営上の実務的な相談に応ずる。
- （役員の仕事）

第 16 条 役員の仕事は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員の仕事が満了した場合は、第1項の規程にかかわらず後任者が就任するまでその職務を行う者とする。
- （役員を選出）

第 17 条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1)会長、副会長、及び監査委員は、評議員会で選出し、総会の承認をうる。
 - (2)顧問には、学校長をあてる。
 - (3)幹事は、P T A職員をもってあてる。
 - (4)各部の部会長は、各会で互選し、会長が委嘱する。
 - (5)各部の副部会長は、保護者1名、職員1名（校務分掌上の係）をもってあてる。
- （評議員）

第 18 条 評議員は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

- (1)各学級から原則として2名以上を選出する。但し、地域の配分を考慮すること。
 - (2)本校職員で、校務分掌中の関係各部代表1名。
- 2 評議員の仕事は、1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 評議員は、第11条2項に規程する部会の一に所属し、その委員になるものとする。
- （書記会計）

第 19 条 本会の庶務会計を処理するため、書記会計をおく。

- 2 書記会計は会長が任免する。

(経理)

第20条 本会の経理は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会員は、毎月会費を納入するものとする。

3 本会の会費は、総会において決定する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第22条 本会の会計は、毎年監査委員の監査を受け、評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第23条 本会に、次の帳簿を備えつける。

(1) 会則

(2) 役員名簿、評議員名簿及び会員名簿

(3) 議事録

(4) 現金出納帳

(5) 会費及び寄付徴収簿

(6) 文書綴り

(7) 備品台帳

(8) その他必要な帳簿

(会則の改廃)

第24条 本会則は、評議員会の議を経て、総会の議決により改廃する。

(雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

1. この会則は、平成19年5月20日より施行する。

2. 平成20年5月18日 一部改正 第17条1項(1)文言修正

3. 平成21年5月17日 一部改正 第5条1項(3)設定挿入

現行第10条3項及び4項を削除

新第10条を設定、以下1条ずつ繰り下がる

第14条1項(6)、(7)へ文字挿入

6 県立名護商工高等学校同窓会会則

第1条 本会は名護商工高等学校同窓会と称す。

第2条 本会は会員相互の親睦と互助共栄を図り併せて母校の発展充実に寄与し郷土の発展に貢献するを似って目的とする。

第3条 本会は事務局を名護商工高等学校内におく。

第4条 本会の会員は正会員と特別会員とする。

1 正会員

(1) 沖縄県立名護商工高等学校卒業生

(2) 沖縄県立名護商工高等学校中退者に対して代議員会の承認により会長の許可したるもの。

2 特別会員

(1) 沖縄県立名護商業高等学校卒業生及び沖縄県立北部工業高等学校卒業生

(2) 沖縄県立名護商工高等学校現旧職員

第5条 本会に代議員をおく。

1 卒業時クラス代表2名とする。

2 原則として地元在住者をこれに充てるものとする。

第6条 代議員は代議員会を組織し次の事項を審議決議する。

1 役員を選任

2 会則の改廃

3 会務・会計の承認

4 その他重要な事項

第7条 代議員会は会長の必要に応じて之を召集するものとする。

第8条 本会に下記の役員をおきその任期を2年とする。但し再任は妨げず。

補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

1 会 長 1名

2 副 会 長 2名

3 庶務幹事 2名

4 会計幹事 1名

5 監 事 2名

第9条 会長・副会長は代議員会において正会員より選出する。但し再任は妨げず。

第10条 代議員及び幹事・監事は会長が委嘱するものとする。

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。

第12条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は之に代わる。

第13条 幹事を庶務幹事と会計幹事に分かつ。

1 庶務幹事は会計の監督を受け本会全般の庶務に当たる。

2 会計幹事は会長の監督を受け会の経理に当たり代議員会の会計報告の任に当たる。

第14条 監事は本会の会計監査を行うものとする。

第15条 幹事は代議員会に出席するものとする。

第16条 定期総会は年1回（5月）とし臨時総会は代議員会において必要と認めた場合に之を召集する。

第17条 総会において下記の事項を処理及び報告する。

- 1 代議員会の決議事項の報告
- 2 運営報告
- 3 会計報告
- 4 その他の重要事項

第18条 本会に入会の際は入会金（1,000円）を納入するものとする。

第19条 本会の経費は入会金その他を似って充てる。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第21条 本会に下記の帳簿をおく。

- (1) 会則
- (2) 同窓会名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) 議事録
- (6) 財産に関する帳簿
- (7) その他

(付 則)

本会則は2010年3月1日より実施する。

但し、同窓会設立当初の間は会長代行・委嘱役員を置くものとする。